

令和6年度 看護補助者標準研修～看護補助体制充実加算該当パッケージ～

開催要項

1. 看護補助者標準研修～看護補助体制充実加算該当パッケージ～とは

本研修は、令和6年診療報酬改定で新設された地域包括医療病棟等における「看護補助体制充実加算」の要件に該当する研修であり、日本看護協会が作成したオンデマンドと演習で構成される。

2. 実施機関

日本看護協会が作成したオンデマンドを活用して、長野県看護協会が実施する。

3. 研修期間と研修方法

1) 研修期間：2024年12月末日～2025年2月28日（金）

*（注意） 研修修了証の発行を希望する場合は、2025年3月9日までに、オンデマンド研修および演習を終了し、演習終了報告書を提出する必要がある。

2) 研修方法

講 義：オンデマンド講義受講（各所属施設・各個人での受講）

*看護補助者1名につき、1IDを付与する。また、申し込みを行った看護管理者にもIDを付与する。（研修内容の共通理解と支援・施設での演習実施等のため）

演 習：各所属施設において行う

*オンデマンド講義を全て修了することが演習受講の要件となる。

4. 研修内容

<研修の構成と受講時間>

		科目名	時間
オンデマンド	医療機関で働く看護補助者の役割と業務	1章 医療チームの機能と役割	230分 (160分 10月以降 予定)
		2章 看護補助者の業務	
		3章 看護補助者に求められる倫理	
		4章 看護補助業務を遂行するための基礎的な知識・技術①(医療安全)	
		5章 看護補助業務を遂行するための基礎的な知識・技術②(感染予防)	
	6章 看護補助業務を遂行するための基礎的な知識・技術③(労働安全衛生)		
直接ケア総論	1章 直接ケアに関わる医療安全	120分	

		2章 患者・患者家族とのコミュニケーション	
	直接ケア各論	例) 身体の清潔に関する業務	120分
演習	例) 身体の清潔に関する業務		120分 以上

【演習番号 演習項目】

- A 身体の清潔に関する業務
- B 排泄に関する業務
- C 食事に関する業務
- D 安全安楽に関する業務
- E 移動・移送に関する業務

- ・ 講義（オンデマンド） 11.5 時間
- ・ 演習（集合研修） 2 時間
 - ・ 所属施設での演習を実施するにあたり、以下の書類を長野県看護協会に提出する
 - ① 演習修了者名簿
 - ② 演習修了報告書

5. 受講対象

下記の要件を満たす看護補助者

- ① 医療機関に勤務しており、主として直接ケアを行う
- ② オンデマンド講義及び演習を全て受講できる。

6. 受講定員 5名

7. 受講料

- ・ 申込者が日本看護協会会員の場合、受講者1名につき 11,000 円
- ・ 申込者が日本看護協会の会員でない場合、受講者1名につき 22,000 円

8. 申込方法

- ・ 医療機関の看護管理者による申込とする。
- ・ 長野県看護協会のホームページ 研修申込システムから申し込みを行う。

9. 演習の実施について

1) 演習項目について

- ・ 本研修の修了には 2 時間以上の演習実施が必須となる。
- ・ 当研修においては、受講者の所属施設での演習受講をもって、演習の実施・終了を認定する。
- ・ 研修の申込者（看護管理者）は、下記の演習プログラムから、自施設のニーズ等を踏まえ、演習項目を設定する。演習については、いくつか選択して実施することが可能であるが、長野県協

会ではすべての演習の実施を推奨する。

- ・演習の実施にあたっては、e-ラーニングコンテンツの「演習ガイド」を参照。
- ・演習は、受講者が事前にオンデマンド研修の受講が終了していることを確認して、実施すること。

2) 演習の実施方法について

演習の指導者の看護師は、事前に当該演習が含まれている直接ケア各論の講義部分と演習ガイドを視聴し、自施設の看護補助者の業務の状況等を勘案して、演習計画を立案する。

受講者は、事前もしくは当日に、演習ガイドを視聴してから演習を実施する。

10. 演習の終了報告と修了証発行

1) 演習終了報告について

(1) 終了確認の必要性

本パッケージ研修は、診療報酬においては、「修了証の発行される外部研修」の位置づけとなる。この演習を含め、すべての研修プログラムについて、主催者が受講管理を行う必要がある。看護補助体制充実加算の施設基準である「直接患者に対し療養生活上の世話をを行う看護補助者」にかかる適切な研修を修了した看護補助者として認められるために、演習の終了確認のため長野県看護協会に報告を行なう。

(2) 演習終了報告の方法

・施設の看護管理者が以下の書類を作成し、演習の実施および終了を報告する。なお、提出にあたっては、講義部分の受講が完了していることが必要となる。

【演習終了確認に必要な書類】

- ・演習終了報告書
- ・演習終了者名簿

(3) 演習終了報告の期日

演習終了報告は、2025年3月9日までに、メールで提出してください。期日を過ぎると、修了証の発行を行うことはできない。

2) 修了証発行

演習終了報告到着後、終了が確認できた後に、修了証発行が可能になった旨、申込者宛てにメールを送信する。メール到着後、2025年3月31日までに、オンデマンド研修を受講したサイトから、修了証が発行できる。この期日を過ぎると、修了証の発行を行なうことはできない。翌年以降の再発行等については、対応できない。

主 催：長野県看護協会

連絡先：0263-35-0421